

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第70回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年2月12日（金）16時00分～16時20分

於・総務省 第一特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、大谷 和子、川濱 昇、関口 博正、長田 三紀、

山下 東子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（総合通信基盤局長）

大橋 秀行（電気通信事業部長）

佐々木 祐二（総合通信基盤局総務課長）

秋本 芳徳（事業政策課長）

飯村 博之（事業政策課企画官）

堀内 隆広（事業政策課調査官）

竹村 晃一（料金サービス課長）

内藤 新一（料金サービス課企画官）

東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 諮問事項

ア 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行に伴う告示の制定について【諮問第3082号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定）について【諮問第3083号】

開 会

○辻部会長　今、まだ関口委員がお見えになっておられません、出席ということになっておりますのでまもなく参加されると思います。今のご出席の方で定足数を満たしており、時間となりましたので、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第70回を開催したいと思います。

本部会には、現在のところ、委員8名中5名が出席しておられますので、定足数を満たしております。

議 題

(1) 諮問事項

ア 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行に伴う告示の制定について【諮問第3082号】

○辻部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、諮問事項2件でございます。

それではまず、諮問第3082号「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行に伴う告示の制定」について、総務省から説明をお願いいたします。

今、関口委員が来られましたので、8名中6名の方の出席ということになりました。

それでは、ご説明をよろしくお願いいたします。

○飯村事業政策課企画官　それでは、資料70-1に基づきまして説明させていただきます。一番下にページ番号を打っておりますけれども、このページ番号の5ページ目をお開きいただければと思います。

今回の諮問の概要でございます。先月26日のこの部会におきまして、今年の電気通信事業法改正に伴う省令改正等について答申をいただきました。今回はその第2弾といたしまして、関係政令の制定を待つて別途定めることが必要な告示案について諮問するものでございます。

具体的には、NTTドコモに対する禁止行為規制につきまして、従来は特定の電気通信事業者を不当に有利、不利に取り扱うことを禁止する規制があったものを、改正法において緩和いたしまして、不当な優遇の禁止対象を総務大臣が指定する特定関係法人、いわゆるグループ会社に限定することといたしました。今回は、その不当な優遇の禁止対象となる特定関係法人を指定する告示案について諮問するものでございます。

続いて、2ページ目をご覧ください。その特定関係法人の考え方につきましては、先月までの第1弾のプロセスの中で考え方が確定しております。具体的には、FTTHアクセスサービスや携帯電話等を提供するグループ会社であって、契約数が5万件以上の会社とされております。なお、通信モジュール向けのサービスにつきましては、イノベーション促進等の観点からこの契約数のカウントの対象外とされております。

続きまして、3ページ目が今の考え方を当てはめるグループ会社、特定関係法人の定義でございます。法律におきましては、50%以上の関係でつながる自分の親会社、子会社、兄弟会社、これに加えて、政令で定める特殊の関係にある法人と規定しております。そして、政令におきましては、特殊の関係にある法人として、この中段の絵にあるような3つの類型を規定しております。具体的には、④として、自分の下にいる自分の関連会社等、5つ目が自分の上にいる、自分を関連会社等とする法人、6つ目が自分の親会社、または子会社から見た関連会社等としてございます。

そして、関連会社等の定義につきましては省令で定めることにしてございまして、例えば議決権だけでこれに該当する会社としては、株主総会の特別決議を否決できる割合の議決権を有する3分の1超の議決権を保有する会社。また、2つ目としては、これに至らない割合の議決権であっても、5分の1以上3分の1以下の会社につきましては、加えて、会社に対する人的な支配関係を考慮することにしてございます。具体的には、自分の役職員またはOBが代表取締役等に就任している会社、あるいは、そういった者が取締役の5分の1超を占有している会社、こういった者を関連会社等と定義をしております。

続いて、4ページ目をご覧ください。ただいま申し上げました考え方、あるいは定義に基づきました今回の諮問対象、不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人については、ここの表にある8社でございます。具体的には、NTT東日本、西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTBP、ME、ぷらら、PCコミュニケーションズ、メディアサプライの8社でございます。各社の提供するサービスといたしましては、NTT東西

については加入電話とFTTHアクセスサービス、NTTコミュニケーションズについてはISPサービスやMVNOサービス、NTT-BPについては公衆無線LAN、MEからPCコミュニケーションズまではISPサービス、メディアサプライにつきましてはFTTHアクセスサービスについて、委員限りではございますけれども、右欄にある5万件以上の契約数を有していることから、今回告示により指定することといたしております。

なお、5万件より下にいる会社がどのぐらいいるかということにつきましては、4万件ぎりぎりという会社はなく、1万件弱ぐらいの会社が続いて存在しているという状況でございます。

また、ただ今申し上げました件につきましては、諮問を要しない省令案と密接不可分でございますので、お認めをいただけますれば、パブコメにつきましては総務省で一体的に実施することとしたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

今ご説明ありましたのは、ルールというのは既に決まっておりますから、それに契約者数を当てはめていって、5万件以上のものが、8社がそれに該当するということが今日ご提案になられたわけですので、特段これについてどうのこうのということはありません。しかも、これ以下のところが1万件以下というふうに非常に分かれておりますから、グレーゾーンで、来週になると5万件を超えてしまうというものはないので、安定的に推移すると思います。それでは、いかがでしょうか。

○山下委員 1つ伺ってよろしいですか。

○辻部会長 それではどうぞ。

○山下委員 5万件というのが1つの閾値だとしますと、例えば途中で5万件を下回るような会社があらわれたときには、どのようにされるのでしょうか。速やかに特定関係法人から外すのか、何か期間というものがあるのかを教えてくださいませんか。

○飯村事業政策課企画官 ただいまの先生がご指摘になった件につきましては、不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人を定める考え方を決めているガイドラインに定めておまして、その中で、一時的に5万件未満になった場合についても、しばらくはその

推移を見守ることにして、直ちに指定を解除することにはしないという形になっております。四半期ごとに契約数のデータを取ることにしておりますので、一定程度、推移の状況を見守って、指定または解除するという判断することになると思います。

○山下委員 わかりました。ありがとうございます。

○辻部会長 そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、諮問を要しない省令案と密接不可分であることから、報道発表及び意見招請につきましては、総務省からの提案どおり、一体として総務省が実施することを当部会で決定し、当部会としては、諮問された案に対して提出された意見を踏まえ、答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

また、意見招請は3月14日月曜日まで、総務省において実施していただければと思っております。では、よろしく願いいたします。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定）について【諮問第3083号】

○辻部会長 次に、諮問第3083号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定）」について、総務省から説明をお願いいたします。

○内藤料金サービス課企画官 それでは、資料70-2に基づきましてご説明申し上げます。

まず、おめくりいただいて2ページをご覧ください。今般の申請の概要につきましてご説明申し上げます。本件は、本年2月4日にNTT東西から長期増分費用方式により算定される接続料につきまして、接続約款変更の認可申請があったものでございます。長期増分費用方式により算定される接続料につきましては、昨年9月14日の情報通信審議会答申におきまして、第7次モデルを適用することとされ、昨年12月の電気通信事業部会での答申を踏まえた接続料規則等の一部を改正する省令が、本年1月13日付

で公布及び一部施行されたことを受けまして、今般、最新の入力値により第7次モデルを用いて算定された平成28年度の接続料を設定するため、NTT東西の接続約款の変更を行うものでございます。

この算定結果の概要につきましては、2ページの下段の表に示すとおりでございます。3分当たりの数値で見ますと、加入者交換機を通じたGC接続につきましては、前年度より0.28円高い6.06円、中継交換機を通じたIC接続につきましては、前年度より0.12円高い7.34円となっております。いずれも前年度に比べて増加しておりますけれども、これは特に加入者交換機能の接続料算定の分子となる接続料原価の減少に比べて、分母となる通信量の減少がより大きかったためでございます。通信量と接続料原価につきまして、続いてのページで詳しく説明させていただきます。

まず、3ページをご覧ください。平成28年度の接続料算定に用いた通信量は、昨年9月14日の情報通信審議会答申に基づき、平成27年度下期及び平成28年度上期の通信量を通年化した予測通信量を用いております。この予測通信量は、平成26年度下期及び平成27年度上期の実績通信量に、対前年度同期予測増減率を乗じることにより算定されるものでございます。

サービス別トラフィックの通信量は、3ページ中段の表に示しておるとおりです。これをもとに機能別トラフィックの予測通信量を算定した結果は、下段の表のとおりとなっております。

例えば、加入者交換機能の通信回数は、前年度に比べて12.3%の減、通信時間は14.4%の減となっております。一方で、中継交換機能の通信回数は、前年度に比べて108.9%の増、通信時間は105.9%の増と、それぞれ約2倍となっております。これは、第7次モデルにおいて、IC接続のうちGCを経由しないもの、すなわちICトランジット呼を通信量に含むこととされたことにより増加しております。なお、ICトランジット呼を通信量から除いた場合の従来どおりの算定による中継交換機能の通信回数は、前年度に比べて4.6%の減、通信時間は8.2%の減となっております。

続きまして、接続料原価について、4ページをご覧ください。加入者交換機能の接続料原価は、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト等の接続料原価への付け替え後で、前年度に比べて11.3%の減となっております。一方、先ほど説明いたしました接続料算出の分母となる通信量は14.4%の減少となっており、接続料原価の減少率を上回っておりますので、その結果としてGC接続料は増加しております。

中継交換機能の接続料原価につきましては、対前年度で20.5%の増でございます。これは、ICトランジット呼を中継交換機能の接続料原価の算定に含むこととされたことによる増加でございますけれども、通信量が2倍以上となっているのに対して、接続料原価は2割増にとどまっているため、中継交換機能の接続料はおおむね6割程度に減少しております。

なお、4ページの下段の表にありますとおり、加入者交換機能に係る平成28年度接続料の算定におきましては、通信量に依存しないNTSコストのうち、①番のき線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送コスト、約329億円を加算しておりますけれども、こちらの額は昨年度よりも60億円減少しております。

次の5ページ、6ページは、機能ごとに具体的な接続料の改定額を示しております。詳細は適宜ご参照いただければと存じますが、例として、GC接続料は1番目の加入者交換機能の接続料から算定されまして、IC接続料はこれに3番、5番、7番、8番の機能の接続料を加えて算定されるものでございます。5番の中継交換機能は、ICトランジット呼を算入することとしたモデル見直しによって減少しておりますけれども、GC接続料が増加しているために、結果として3分当たりのIC接続料は増加しておりますのでございます。

なお、PHS基地局設備端末回線伝送機能についても長期増分費用方式で算定することとされておりますけれども、こちらについてはサービス提供が既に終了しており、接続約款から削除することとする改正について、前回の事業部会において既に諮問済みでございますので、ここには記載してございません。

続きまして、7ページ目及び8ページ目をご覧ください。こちらは、今般の申請に係る審査結果を示したものでございます。審査基準に定められた審査事項のうち、第2項、8項、16項、18項が今般の申請に該当するものとなりますけれども、申請の内容に照らしまして、いずれも「適」と判断してございます。

資料の1ページ目の諮問書にお戻りいただき、以上を踏まえまして、総務省といたしましては、今般の申請は認可することが適切と考えておりますので、そのような諮問とさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見をいただきたいと思います。よろし

くお願いいたします。ございませんでしょうか。

分子が接続コストで分母が通信量ですが、通信量が経年的・長期的に減少しており、接続料が上がっていきますので、これはいたし方ないことですが、今後もやはり上昇の傾向は変わらないと思います。LRICモデルについては、長期増分費用モデル研究会で設備のIP化等々の検討が行われておりますので、そのようなモデルを導入しない限りは、接続料は上昇していくとみていかざるを得ないと思います。何かご意見ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなど公告し、広く意見の募集を行いたいと思います。

なお、今回認可申請を受けた接続約款の改定については、平成28年度当初から適用されることが各事業者の利益につながると考えられますから、意見招請は1回とし、平成28年3月14日月曜日までの1カ月、実施することとしたいと思います。

また、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討いただいた上、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長　ありがとうございます。それでは、その旨決定したいと思います。

以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐（事務局）　事務局からご報告させていただきます。

次回の電気通信事業部会の日程でございますが、3月31日木曜日の午後の開催を予定しております。詳細につきましては、また別途、事務局からご連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○辻部会長　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

開　　会